

旧外債償還処理法による借換済外債償還証券の一部の有効化等に関する法律施行令  
(兼)要綱

一、旧外債償還処理法による借換済外債償還証券の一部の有効化等に関する法律によつて借換済外債償還が有効化された場合に、そつ借換時に借換により邦貨債を取得した者がそつ借換債務等に相当する金額又はそつ邦貨債を政府に納付する手続につりに次づる事項を規定する。

- (1) 納付期日等の通知
- (2) 物証申請書の提出及び物証通知書の送付
- (3) 邦貨債の物証の方法

二、前記一づ法律によつて借換済外債償還が有効化された場合に、そつ外債償還が旧外債償還処理法によつて敵産管理人により借り換えられらるものとされ、横浜正金銀行等が、邦貨債を取扱しに者に代つて、そつ者うために、そつ管理する邦貨債を政府へ譲渡し、

- (1) 邦貨債の譲渡計算書の提出及び譲渡通知書の送付
- (2) 邦貨債の元利金等の納付計算書の提出及び納付通知書の送付
- (3) 邦貨債の譲渡の方法

三、前記一及び二の手続に必要と看取る様式等は大蔵省令で定めることを規定する。

又はそつ管理する邦貨債の元利金等を政府へ納付する手続について次づる事項を規定する。

「旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令」案

内閣は、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

一 指定日等の通知

第一条 大蔵大臣は、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項第一法第七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。」を規定する場合には、同項の規定により政府に納付しなければならない者（以下「納付義務者」という。）に対し、その指定日前二月までに、その指定日及びその者が同項の規定により納付すべき金額を通知しなければならない。

一 物納申請書の提出

第二条 納付義務者は、前条の通知を受けた場合において、その納付すべき金額の全部又は一部を法第六条第二項第一法第七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。」の規定により邦貨債一法第七条第二項に規定する邦貨債をいう。以下同じ。」又はその利札をもつて納付しようとするときは、指定日前四十日までに、物納由請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 物納通知書の送付

第三条 大蔵大臣は、前条の規定により納付義務者から物納申請書の提出があつた場合において、当該物納申請書に係る邦貨債及びその利札が法第六条第二項の規定による納付に充てることができるものであるときは、指定日前二十五日までに、物納通知書を当該納付義務者に送付しなければならない。

一 邦貨債及びその利札の収納

第四条 納付義務者は、前条の規定により物納通知書を受けたときは、当該物納通知書に係る邦貨債の証券又はその利札に当該物納通知書を添えて、指定日までに、これを当該物納通知書において指定された財務局長又は財務部長に引き渡さなければならぬ。但し、登録国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された社債若しくは地方債一以下「登録国債等」という。一については、大蔵大臣名義に変更の登録を受け、証券に代えて、その登録済通知書又は登録済証を引き渡さなければならぬ。

2 前項の規定により引き渡された登録済通知書又は登録済証に係る登録国債等は、同項の変更の登録がされたときにおいて法第六条第二項の規定による納付があつたものとする。

3 財務局長又は財務部長は、第一項の規定により納付義務者から邦貨債の証券・その利札又は登録済通知書若しくは登録済証の引

渡を受けたときは、当該納付義務者に対し、収納済証書を交付しなければならない。

一 横浜正金銀行等の譲渡計算書及び納付計算書の提出

第五条 門鎖機関株式会社・横浜正金銀行・株式会社大波銀行及び株式会社東京銀行（以下「横浜正金銀行等」という。）は、法官七条第一項の規定により政府に譲渡しなければならない邦貨債及び子債権。以下同じ。一については、譲渡計算書を。同項の規定により政府に納付しなければならない同項各号に掲げるものの金額に相当する金額（以下「邦貨債元利金等」という。）については、納付計算書を大蔵大臣が定める日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

一 譲渡通知書及び納付益通知書の送付

第六条 大蔵大臣は、前条の規定により横浜正金銀行等から譲渡計

算書の提出があつたときは、譲渡通知書を当該横浜正金銀行等に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前条の規定により横浜正金銀行等から納付計算書の提出があつたときは、納付通知書を当該横浜正金銀行等に送付しなければならない。

#### 一 横浜正金銀行等からの政府への譲渡

第七条 第四条の規定は、横浜正金銀行等が前条第一項の規定により譲渡通知書を受けた場合について準用する。この場合において、第四条第一項中「物納通知書」とあるのは、「譲渡通知書」と、「指定日」とあるのは、「法第七条第一項の規定による譲渡」と、が指定する日」と、第四条第二項中「法第六条第二項の規定による納付」とあるのは、「法第七条第一項の規定による譲渡」と、第四条第三項中「納付義務者」とあるのは、「横浜正金銀行等」と読み替えるものとする。

#### 一様式及び記載事項

第八条 第二条に規定する物納申請書、第三条に規定する物納通知書、第五条に規定する譲渡計算書及び納付計算書、第六条第一項に規定する譲渡通知書、同条第二項に規定する納付通知書並びに第四条第三項第一項において準用する場合を含む。に規定する收納済証書の様式及び記載事項は、大蔵省令で定める。

#### 附 則

この政令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

理由

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の施行に伴い、有効化の措置のとられた借換済外貨債についての借換邦貨債及びその利札の物納等の手続を定める必要があるからである。

参考采文

旧外債償外債法による借換済外債債の証券の一郎の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）

（定義）

第二条

乙 ニク法律において「邦貨債」とは、旧法第二条第一項に規定する借款のため同項の規定により当該外債債に代えて発行された國債、地方債及び社債をいう。

（借換済債権當債等の政府、ヲ納付）

第六条 第三条第一項の規定によりセラ証券が有効なもつとゞ此の外債債（閉鎖、機関株式会社、横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行ハ日本産業銀行法施行令ハ昭和十六年勅令第千百七十九号）第四条第一項の規定により選任された日本産業銀行人として旧法第二条第一項の規定により借り換えにあつて原くことの借款により邦貨債を取得した者へそゝ看付

承継人を含む。）は、大蔵大臣の指定する日までに、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を政府に納付しなければならぬ。

一 当該外債債の借換済債

二 当該邦貨債の利子（うち、当該日へ当該邦貨債から台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社、発行した社債であるときは、それ以後昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日）までに支払期日（到来した日）までに支払した金額から、その百分の三十に相当する金額を控除した金額

乙 前項の規定により納付しえばならぬ者は、その旨共同契約に規定する外債債の借換により取扱した邦貨債及び同項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支払期日（到来した日）の利子（うち、利子が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社、発行した社債の利子であるときは、それ以後昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日（到来した日）をもつて同項の規定により納付すべき金額の全額又は一部を納付することができる。

4 第二項の規定による納付に充てるもつて收納の手続に關し必要な事項は政令で定める。

(横浜正金銀行等からする政府への譲渡及び納付)

第七条 第三条第一項の規定によりその証券が有効なもつとされる外債債が、前条第一項に規定する銀行か旧敵産管理法施行令第四条第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二条第一項の規定により借り換えたものであるときは、当該銀行及び株式会社東京銀行は、連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の規定にかかるわず、政令で定める手続により、大藏大臣の指定する日までに、当該借換により那債債を取得した者へ前条第七項に規定するそつ者の包括承継人を含む。)のたりにそつ管理する当該那債債及びそつ利札へ当該那債債について利札が附されていなきは、当該那債債に係る利子債権)を、当該那債債を取得した者に代り、政府に無償で譲渡し、且つ、当該那債債を取得した者のためにそつ管理する左の各号に掲げるやうの金額に相当する金額を、当該那債債を返済した者に代り、政府に納付しなければならぬ。

一 当該外債債の償還に際し旧法第二条第三項の規定により支払われた金額

二 当該那債債について償還を受けた元金及び支払を受けた利子へそつ支払の際課せら  
れた所得税の額を含まないものとする。

三 当該外債債の証券に附属する利札について旧外債管理法に基く命令により支払を受けた利子へそつ支払の際課せらばた所得税の額を含まないものとする。

四 当該銀行が前三号に掲げるもつを管理している間にそつやかう生じた果实

3 前条第一項から第四項までの規定は、第一項に規定する銀行へ、同様に規定する那債債を取得した者に當該那債債及びそつ利札へ当該那債債について利札が附されていなきときは、当該那債債に係る利子債権)並びに同項第一号、第二号及び第四号に掲げるもつへ同項第一号に掲げるもつにつけて準用する。この場合において、前条第一項中「第三条第一項の規定によりそつ証券が有効なものとされる外債債へ同種機関株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行か旧敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第千百七十九号)

裏面白紙

第四条第一項の規定により選任された献産管理人として旧法第二条第一項の規定により  
借り換えたものを陳く。」とあるのは、「第七条第一項に規定する外貨譲りと読み替える  
ものとす。